(2)　通勤手当の誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 政策企画部企画室地域主権課 | 　ＪＲの利用区間について、連続する区間に対する定期券額よりも、利用区間を分割した場合の定期券額の方が安価となる場合は、分割した定期券の額で算出することとなっているにもかかわらず、連続する区間に対する定期券額で認定していた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 誤認定期間 | 誤認定額 | 正認定額 | 差額 |
| 平成25年４月～平成26年９月 | 315,290円 | 301,570円 | 13,720円 |

 | 【是正を求めるもの】　速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。 【給与事務の手引　16．通勤手当確認及び決定事務　６　運賃等】(7) ＪＲ分割定期券による認定　　ＪＲの利用区間について、連続する区間に対する定期券額よりも、利用区間を分割した場合の定期券額の方が安価となる場合は、分割した定期券の額で算出する。 | 是正を求められた職員の通勤手当については、ＪＲの分割定期券額に認定仕直すとともに、他の職員についても、誤りがないことを確認した。　今後、通勤手当の認定に当たっては、連続する区間に対する定期券額と分割した定期券額の金額の確認を徹底し、適正な事務処理に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 食の安全推進課松原食肉衛生検査所 | 通勤手当について、他に最も経済的かつ合理的と考えられる経路がありながら、職員が通勤の実情として届出した経路のまま認定され、また、平成26年４月１日運賃改定に伴う職権改定し同じ経路のまま認定され、支給されていたことから、同手当が過大に支給されているものがあった。　当該認定誤りは、自宅から１km以内に鉄道の駅がないケース（自宅から、勤務公署と反対方向に1.1kmのＡ駅、勤務公署に向かって1.3kmのＢ駅がある。）について、Ａ駅を勤務公署と反対方向とは認識せずに認定したために生じたもの。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 過払支給期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払額 |
| （届出による認定）　平成25年４月１日～平成26年３月31日 | 133,820円 | 129,940円 | 3,880円 |
| （職権改定）　平成26年４月１日　～平成26年９月30日 | 68,580円 | 66,590円 | 1,990円 |
| 計 | 202,400円 | 196,530円 | 5,870円 |

 | 【是正を求めるもの】給与の訂正基準に基づき必要な是正措置を講じられたい。【給与事務の手引　16．通勤手当確認及び決定事務　６　運賃等】(7) ＪＲ分割定期券による認定　　ＪＲの利用区間について、連続する区間に対する定期券額よりも、利用区間を分割した場合の定期券額の方が安価となる場合は、分割した定期券の額で算出する。 | 監査結果を受け、当該職員の自宅最寄り駅の考え方について総務部人事局総務サービス課へ確認したところ、勤務公署寄りであるＢ駅を自宅最寄り駅とするのが妥当との回答を得たため、平成26年10月より認定経路について訂正を行った。今後、関係条例や規則の規定に基づき、より一層厳正な事務の執行に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 警察本部警務部　給与課 | 　　認定されていたバス経路を、平成26年４月１日からの運賃改定に伴う通勤手当額の職権改定する際、大阪市営地下鉄を利用する経路の方が安価になるにもかかわらず、認定しているバス経路の運賃の改定のみを行い、他経路の運賃等の比較をしていなかったため、通勤手当が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属名 | 過払支給期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払支給額 |
| 警察本部交通捜査課 | 平成26年４月～平成26年９月 | 40,820円 | 40,020円 | 800円 |

 | 【是正を求めるもの】速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。【職員の通勤手当に関する規則】第５条　条例第14条第２項第１号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。【給与事務の手引】（注）２　交通機関の距離２以上の交通機関等を乗り継いで通勤する場合、住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離（概ね１km）内においてのみ利用する交通機関等は、原則として運賃相当額の算出の基礎とはならない。 | 　通勤手当が過払いとなっていたものは速やかに適正な通勤認定経路への変更措置を講じるとともに、戻入が必要なものについては戻入措置を行った。　今後は、運賃等の比較や最寄り駅の確認を慎重に行う等基本の徹底を図ることとした。 |
| 自宅最寄り駅となる阪急電鉄Ｘ駅（自宅から315メートル）からＹ駅（自宅から860メートル）まで利用し、Ｙ駅と隣接するＪＲＺ駅から同線に乗り継ぐ経路で申請し、同経路で認定されていた。２以上の交通機関を乗り継いで通勤する場合、住居から通常徒歩によることを例とする距離（概ね１キロメートル）内においてのみ利用する交通機関は、原則として運賃相当額の算出の基礎とはならないが、Ｘ駅及びＹ駅はどちらも住居から１キロメートル以内の距離にあるにもかかわらず認定していたため、通勤手当が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属名 | 過払支給期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払支給額 |
| 西淀川警察署 | 平成26年４月～平成26年９月 | 70,250円 | 48,210円 | 22,040円 |

 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 警察本部警務部　給与課 | 自転車等の使用距離について、自宅から勤務公署まで認定されていた経路を再度確認したところ、認定経路より短い距離となる経路があったため、通勤手当が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属名 | 過払支給期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払支給額 |
| 運転免許課 | 平成25年10月～平成26年９月 | 164,400円 | 135,600円 | 28,800円 |
| 西淀川警察署 | 平成22年12月～平成26年９月 | 188,600円 | 92,000円 | 96,600円 |

 | 【是正を求めるもの】　速やかに是正措置を講じ、過払額を戻入するとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。【職員の給与に関する条例】第14条２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。二　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第26条の３第１項の規定による承認を受けて１週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、１月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象期間の月数を乗じて得た額。＜以下略＞イ　自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　2,000円ロ　使用距離が片道５キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,100円ホ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　11,300円ヘ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　13,700円【職員の通勤手当に関する規則】第５条　条例第14条第２項第１号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。　 | 　通勤手当が過払いとなっていたものは速やかに適正な使用距離への変更措置を講じるとともに戻入措置を行った。　今後は、自転車等の使用距離を慎重に測定する等基本の徹底を図ることとした。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 警察本部警務部　給与課 | 　他の経路の方が安価になるにもかかわらず、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっていた。１　ＪＲの駅を最寄り駅とする経路の方が安価になるにもかかわらず、阪急電鉄の駅を最寄り駅として申請し、同経路で認定していた。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属名 | 職員 | 過払支給期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払支給額 |
| 東警察署 | Ａ | 平成26年４月～平成26年９月 | 96,130円 | 77,350円 | 18,780円 |
| Ｂ | 56,448円 | 55,194円 | 1,254円 |
| 捜査第三課 | Ｃ | 114,120円 | 99,660円 | 14,460円 |

２　大阪市営地下鉄よりＪＲ環状線を利用する経路の方が安価になるにもかかわらず、大阪市営地下鉄利用経路の方が所要時間が短い等、合理性をより重視して認定していた。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属名 | 職員 | 過払支給期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払支給額 | 平均所要時間 |
| 地下鉄 | ＪＲ |
| 吹田警察署 | Ａ | 平成26年４月～平成26年９月 | 53,940円 | 47,670円 | 6,270円 | 34分 | 44分 |
| Ｂ | 108,440円 | 74,410円 | 34,030円 | 44分 | 58分 |
| Ｃ | 85,110円 | 68,190円 | 16,920円 | 29分 | 39分 |
| Ｄ | 98,130円 | 68,190円 | 29,940円 | 33分 | 41分 |
| Ｅ | 116,664円 | 107,886円 | 8,778円 | 76分 | 85分 |
| Ｆ | 116,210円 | 99,290円 | 16,920円 | 64分 | 75分 |

 | 【是正を求めるもの】　速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。　【職員の通勤手当に関する規則】第５条　条例第14条第２項第１号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。 | 　通勤手当が過払いとなっていたものは速やかに適正な通勤認定経路への変更措置を講じるとともに、戻入が必要なものについては戻入措置を行った。　今後は、運賃等の比較や最寄り駅の確認を慎重に行う等基本の徹底を図ることとした。　ただし、吹田警察署の職員Åの認定については、「職員の通勤手当に関する規則」に基づく適正なものと解しており、是正措置は講じないものとする。　また、通勤手当の額の決定に関しては、同規則により任命権者が行うこととされているが、各任命権者間の方針に差異がないとは言えないため、府の全庁的な方針が整備されれば、それに従い事務を行う。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 警察本部警務部　給与課 | 　　回数券の金額で通勤手当額を算出しているが、南海バスを乗り継ぎする場合、片道運賃が50円引きとなる割引制度（平成14年10月１日開始）を利用しなかったため、通勤手当が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属名 | 過払支給期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払支給額 |
| 堺警察署 | 平成26年４月～　平成26年９月 | 59,286円 | 53,424円 | 5,862円 |

 | 【是正を求めるもの】割引制度が適用される他の職員も含め、速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。【職員の通勤手当に関する規則】第５条　条例第14条第２項第１号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。 | 　割引制度を適用していなかった職員は、割引制度を適用した通勤手当額への変更措置を講じるとともに、戻入が必要なものについては戻入措置を行った。　今後は、割引制度を適用した通勤手当額で認定するよう基本の徹底を図ることとした。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 教育委員会事務局教育総務企画課 | 平成25年度における病気休暇（平成25年11月14日から平成26年２月10日まで）及び休職（平成26年２月12日から平成26年3月31日まで）に伴い、平成25年12月から平成26年３月分までの通勤手当の戻入処理が必要であったが、これを行わず、通勤手当が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 期　間 | 既支給額 | 再計算による正支給額 | 過払支給額 |
| 平成25年10月～平成26年３月 | 49,200円 | 18,520円 | 30,680円 |

 | 【是正を求めるもの】職員の通勤手当に関する規則第20条の規定に違反している。速やかに過払いになっている通勤手当の戻入措置を講じるとともに、通勤手当の戻入処理のルールについて、理解を深め、通勤手当の認定等処理を行う際は、必ずマニュアルや関係規則等を確認し、適正な事務処理を行われたい。【職員の通勤手当に関する規則】第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。 | 是正を求められた職員の通勤手当については、戻入の措置を講じ、平成26年７月30日に本人が返納したことを納付書により確認した。今後は、手続報告一覧チェックリストを作成することにより、役割分担や事務の流れを明確にし、適正な事務処理を行う。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 芥川高等学校 | 病気休暇（平成25年４月８日から平成25年７月６日まで）及び休職（平成25年７月７日から平成26年３月24日まで）からの復職に伴い、平成26年３月分通勤手当の日割支給の事務処理が必要であったが、これを行わず、通勤手当が未払いとなっていた。

|  |  |
| --- | --- |
| 未支給期間 | 未支給額 |
| 平成26年３月25日～平成26年３月31日 | 3,000円 |

 | 【是正を求めるもの】職員の通勤手当に関する規則第20条の規定に違反している。速やかに未払いとなっている通勤手当の措置を講じるとともに、通勤手当の日割支給について、理解を深め、通勤手当の認定等処理を行う際は、必ずマニュアルや関係規則等を確認し、適正な事務処理を行われたい。【通勤手当の手引き】７－(3)イ　休職等から復職する場合定期券　：復職等の日の属する月の末日までの日割額（１ヶ月定期券を基に算出）と復職等の属する月の翌月から次の支給月の前月末までの期間に応じた額との合計額を支給します。【通勤手当の手引き】７－(3)イ　休職等から復職する場合定期券　：復職等の日の属する月の末日までの日割額（１ヶ月定期券を基に算出）と復職等の属する月の翌月から次の支給月の前月末までの期間に応じた額との合計額を支給します。

|  |
| --- |
| 【通勤手当の手引き】【通勤手当の手引き】７－(3)イ　休職等から復職する場合定期券　：復職等の日の属する月の末日までの日割額（１ヶ月定期券を基に算出）と復職等の属する月の翌月から次の支給月の前月末までの期間に応じた額との合計額を支給します。７－(3)イ　休職等から復職する場合定期券　：復職等の日の属する月の末日までの日割額（１ヶ月定期券を基に算出）と復職等の属する月の翌月から次の支給月の前月末までの期間に応じた額との合計額を支給します。 |

 | 　通勤手当の不足額については、平成26年７月分の給与支給時に是正した。　今後、通勤手当の認定に当たっては、担当者のみならず副担当者によるチェックのほかに、府立学校事務職員研修及び教育委員会事務局内のＦＡＱの活用などにより、事務執行体制を強化し、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努める。 |